

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所2号炉工事計画）（54）
2. 日 時：令和3年1月26日 14時00分～18時00分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

止野上席安全審査官※、片桐主任安全審査官※、

宮本主任安全審査官、土居安全審査専門職※、西澤原子力規制専門員

原子力規制部 原子力規制企画課 火災対策室

守谷火災対策室長、阿部火災対策一係長

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 課長、他1名

原子力本部 原子力部 部長、他3名※

5. 要 旨

- （1）東北電力株式会社から、女川原子力発電所2号炉の工事計画補正申請のうち、「火災による損傷の防止」等について、提出資料に基づき説明があった。
- （2）これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、今後、説明内容について引き続き確認することとした。

<基本設計方針に関する説明資料>

- 屋外の火災区域の延焼防止を考慮した管理等の対策について、保安規定に定める等の運用の考え方を整理して説明すること。
- トーラス室における煙の充満について、トーラス室の空間体積と排気風量の容量の関係を踏まえた上で、整理して説明すること。

<発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書>

- 水素ボンベについて、保管場所及び保管要領の考え方を整理して説明すること。
- 軽油タンクエリアの火災感知器について、結露対策の考え方を説明すること。
- 泡消火薬剤について、確保量の考え方を説明すること。

- 1時間耐火隔壁及び3時間耐火隔壁について、貫通部処置に対する考え方を整理して説明すること。

(3) 東北電力株式会社から、(2)について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」(令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料)に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) 基本設計方針に関する説明資料【第11条 火災による損傷の防止】【第52条 火災による損傷の防止】(O2-E-D-01-0064__改0)
- (2) VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書(O2-E-B-12-0001__改0)
- (3) 先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)(O2-E-B-12-0002__改0)
- (4) 補足-210-1【発電用原子炉施設の火災防護に関する補足説明資料】(O2-補-E-01-0210-1__改0)
- (5) 先行審査プラントの記載との比較表(補足-210-1 発電用原子炉施設の火災防護に関する補足説明資料)(O2-補-E-12-0001__改0)
- (6) VI-5-14 計算機プログラム(解析コード)の概要・FDT^S(O2-E-B-22-0021__改0)

以上